

「御触書写」(天保13年：藤戸 祐太郎 控)

(『岡山部落解放研究所紀要 第6号』所収)

原文	現代語訳
<p>天保十三寅年六月 御取締 御触書写</p>	<p>天保十三寅年(1842)六月 御取締御触書写</p>
<p>藤戸 祐太郎 控</p>	<p>藤戸 祐太郎 控</p>
<p>— 衣類之儀先達て可為相触出之通義 は勿論之事ニ候，乍然急ニ仕替候 得は却て費ヲ生シ迷惑可致哉ニ付 持懸り之古絹裏ニ用ひ居申分は当 分着用不苦，持掛リニても表ニ用 ひ分は着用無用，素り新ニ調候義 は決て不相成候事，</p>	<p>— 衣類の件は先だつて触れ出されたとおりにするのは当然 のことである。しかし，急に作りかえたのでは，却つて， 出費となり迷惑するであろうから，所持している古絹を 裏に用いている物は，当分着てもよい。所持していても 表に用いている物は着てはならない。言うまでもなく， 新調することは決してしてはならない。</p>
<p>— 夏物は帷子・奈良・高宮・きひら の類僂末の品持懸り之分相用候先 つ不苦候事</p>	<p>— 夏物は，帷子・奈良縞・高宮縞・生平の類は粗末な品は， 所持している物を用いることは許す。</p>
<p>— 吉凶之節かつぎ凶事之節上着とも 夏冬之無差別さらし相用可申事</p>	<p>— 吉凶の際のかずき，凶事の際の上着は，ともに夏冬にか かわらず，晒を用いること。</p>
<p>— 女髪之上絹類一切無用，かんさし も僂末之品一本之外不相成事</p>	<p>— 女の髪の上には，絹類は一切使つてはならない。簪も粗 末な品を一本の外，使用してはならない。</p>
<p>— 田舎絹かが秩父岸寫呉絹之類，僂 末之品相用可申，高料之品は不相 成候事</p>	<p>— 田舎絹，加賀絹，秩父，岸島(縦糸に染色した生糸，横 糸に練糸を用いた絹織物)呉絹の類は，粗末な品を使用 すること。高い値の品は，禁止する。</p>
<p>— 雪駄は一切不相成事</p>	<p>— 雪駄は一切禁止する。</p>
<p>— 傘下駄一様ニ触出之通，尤洪張傘 有合せ之分改印いたし当分相用候 義不苦</p>	<p>— 傘，下駄は一様に触れ出しのおりとする。もっとも， 洪張傘は有り合わせの物は印を改めて当分使用すること はかまわない。</p>
<p>— 琴三味線一切不相成事</p>	<p>— 琴，三味線は，一切稽古してはいけない。</p>

<p>一 在医者白張日傘は不苦，其外は平百姓之通</p>	<p>一 村の医者は，白張の日傘は使用してもかまわない。その外のことは，平百姓と同様。</p>
<p>一 村役人己下御用向寄合之節弁当持可申，品ニより足役立遣し可申，夜更候ハ、茶粥ニて空腹を凌キ候程之儀は不苦候事</p>	<p>一 村役人以下の者が用事で寄り合うときは，弁当を持参すること。事柄によっては，足役（使いの者）を遣わすこと。夜が更けたならば，茶粥で空腹をしのぐくらいのことはかまわない。</p>
<p>一 人馬帳ニ付村方え不罷在者一切書出し候事</p>	<p>一 人馬帳に記載されていて，村にいない者は，一切書き出すこと。</p>
<p>一 穢多衣類無紋藍そめ渋染ニ限り候事</p>	<p>一 穢多の衣類は，無地の藍染渋染に限ること。</p>
<p>一 女はきもの毛綿緒裏付草履不苦，成丈は手作りニて相済せ可申，獣之皮付候事無用</p>	<p>一 女の履物は，木綿の緒，裏付草履はかまわない。なるべく，手作りですますこと。獣の皮を付けることは禁止する。</p>
<p>一 奉公人給・日雇賃・塩浜雇賃・諸職人銀等之義定メ取調べ書出し可申，尤塩浜賃等之義は，成丈賃下ケ致可申事 但，作方格別ニ忙シキ時分日雇等ハ賃金心ヲ付遣候ハ、作方之奉公人相応之可申事</p>	<p>一 奉公人給，日雇賃，塩浜雇賃，諸職人銀などについて，規定を調べて書き出すこと。もっとも，塩浜賃などは，なるべく賃下げすること。 ただし，農作業が特別に忙しい時分の日雇などの賃金に心付けをするならば，農家の奉公人と同様にすること。</p>
<p>一 御郡々糸寄を商ひ糸買等致来居申者共，人別取調べ不洩様書出し可申事</p>	<p>一 郡々で，糸撚を商ひ，糸買いなどをしにきている者たちの，人別を調べて，洩れのないように書き出すこと。</p>
<p>一 此度相改り候三十壺色之内，扇子渋うちわと組木わた入申候旨吉田様被仰聞候 伺書ニ 近年小倉真田致候者ハ願出，村々ニて取調名主致記帳可申，尤家内人数多之者ハ式機迄為致候事， 但外より男女召拘候義不仕せ，其外諸日雇等替候事指止，出し機致候義，屹指留村役人へ格別ニ世話焼紛鋪無之様相糺可申事</p>	<p>一 この度，改正された三十一色のうち，扇子，団扇，組木綿を入れるということを，吉田様から聞かされた。  伺書に 近年小倉織・真田織を織っていた者は，願い出て，村々で取り調べ，名主が記帳するようにせよ。もっとも，家族の人数が多い者は二機までしてもよい。 ただし，外から男女を雇うことは，してはならない。その外，諸日雇などを替えることは指し止める。出し機をすることは，厳しく指し止め。村役人に格別に世話を焼き，紛らわしいことがないよう，糺すこと。</p>

(朱書)

「御付昏小倉真田等是迄可致来候者共壹機之外無用，但，新ニいたし候義ハ先不相成事其外ハ昏面之通」

覚

一

穢多衣類無紋渋染藍染ニ限候義，勿論之事ニ候，乍然更ニ仕替候てハ却て費を生シ迷惑可致哉ニ付，是迄持懸り僉末之もめん衣類其俣当分着用先つ不苦，持懸りニても紋付之分ハ着用無用，素り新ニ調候義藍そめ渋そめ之外ハ決して不相成事

一

目明シ共義ハ平日之風躰平人とハ相別り居申事故，衣類之義ハ先つ是迄之通差心得可申，尤絹類相用候義ハ一切不相成事

吉田甚左衛門

八月十八日

(朱書)

「御付紙，小倉織，真田織などをこれまで織ってきた者たちは，一機以上は許さない。ただし，新規に機を入れることは禁止する。その外は，紙面のとおり。」

覚

一

穢多の衣類は，無地の渋染・藍染に限ることは，当然のことである。しかしながら新たに作り替えたのでは，かえって，出費となり，迷惑するであろうから，これまで所持している粗末な木綿の衣類は，そのまま当分着てもかまわない。所持している物でも，紋付は着てはならない。もとより新たに作る場合は，藍染，渋染の外は決して作ってはならない。

一

目明かしたちについては，日頃の風体が平人とは区別されているので，衣類については，これまでのとおりだと心得ること。言うまでもなく，絹類を用いることは一切禁止する。

吉田 甚左衛門

八月十八日